令和６年度

宮崎市自立支援協議会　全体会

日時：令和６年５月２４日(金)
１３：３０　～　１５：３０
場所：宮崎市民プラザ大会議室・Zoom

【 会 次 第 】

１．全体会開会

２．開会挨拶
○宮崎市自立支援協議会長　串間 保昭
○宮崎市福祉部長　田村　欣浩

３．報告事項
（１）令和６年度宮崎市自立支援協議会運営方針
（２）令和５年度各専門部会 状況報告
（３）令和６年度各専門部会 活動計画
（４）宮崎大学教育学部との連携協定について

４．講話「自立支援協議会について」
講師　主任相談支援専門員　山口麻衣子　氏
（地域生活支援センターすみよし）

５．その他
障がい理解啓発動画の放映

６．閉会

令和6年度　宮崎市自立支援協議会　幹事等名簿　　R6.5.1現在

1．協議会役員

役職	氏名	所属団体等
協議会　会長	串間　保昭	そうだんサポートセンターおおぞら
協議会　副会長	山之内　俊夫	障害者自立応援センター YAH！DOみやざき
協議会　副会長	山口　麻衣子	地域生活支援センターすみよし
協議会　幹事長	押川　喜久子	NPO法人オレンジ 相談サポート　オレンジハート

2．協議会幹事（専門部会長）等

専門部会	氏名	所属団体等	部会員数	部会開催日
就労支援部会	甲斐　大地	就労継支援Ｂ型事業所　アクセプト	67	第２木曜・午後
医療的ケア支援部会	山之内　俊夫	障害者自立応援センター YAH！DOみやざき	38	第２木曜・午前
子ども支援部会	串間　保昭	そうだんサポートセンター おおぞら	87	第３火曜･奇数月･午前 偶数月･午後
暮らし支援部会	坂本　智子	宮崎市ボランティア協会	46	第３水曜・午後
地域移行支援部会	山口　麻衣子	地域生活支援センターすみよし	43	第３木曜・午後
相談支援部会	押川　喜久子	NPO法人オレンジ 相談サポート　オレンジハート	109	偶数月 第２金曜・午後
障がい理解啓発部会	永山　昌彦	障害者自立応援センター YAH！DOみやざき	24	第2金曜・午前
事務局（宮崎市）	田村　欣浩	福祉部　部長		
	川越　晴美	障がい福祉課　課長		
	大山　秀樹	障がい福祉課　課長補佐		
	吉野　小百合	障がい福祉課　課長補佐		
	藤村　明寛	障がい福祉課　医療福祉係長		部会員数　414名
	木村　真也	障がい福祉課　認定サービス係長		
	井上　俊介	障がい福祉課　審査給付係長		
	明利　昌央	障がい福祉課　生活支援係長		
	甲斐　俊丞	障がい福祉課　生活支援係		
	浜松　陽子	障がい福祉課　生活支援係		（実会員数275名）

3．部会担当（基幹相談支援センター）

専門部会	氏名	所属団体等
就労支援部会	後藤　茂文	江南よしみ 地域生活支援センター
医療的ケア支援部会	西田　貴幸	そうだんサポートセンター おおぞら
子ども支援部会	阪元　睦子	
	串間　保昭	
地域移行支援部会	武田　倫子	地域生活支援センターすみよし
	山田　良樹	宮崎市障がい者 総合サポートセンター
暮らし支援部会	中川　美峰	
相談支援部会	福元　孝之	
障がい理解啓発部会	楠原　充博	

宮崎市自立支援協議会活動内容一覧

全体会（地域課題の共有や課題解決に向けた連携及び提言等を行う）

すべての協議会員で構成し、年１回以上開催。会員に対し、部会長等から自立支援協議会専門部会の活動予定及び活動実績について、事務局から市の施策等に関する説明ならびに報告をする。障がい者等の自立に向けた地域課題の解決に向けて、課題の共有、専門部会間や関係団体との連携の強化、市などへの提言を行います。

専門部会（専門的な横の繋がり強化を目的とした情報共有を行う）

【就労支援部会】障がいのある方が一般企業等で働く、また働き続けることができる地域を目指し、就労に関する情報共有を行いながら、地域の現状や課題について定期的に協議等を行います。

【医療的ケア支援部会】医療的ケアが必要な障がいのある方や難病を患う方の支援等に関する情報共有や、医療機関との連携強化に向けた取り組みを行うなど、医療的ケアに関する課題について定期的に協議等を行います。

【子ども支援部会】乳幼児期から学齢期において、特別な支援を必要とする子どもたちの支援に関する情報共有や、子育てに関する様々な機関との連携強化など、子育てしやすい地域の環境づくりを目指し、定期的に協議等を行います。

【暮らし支援部会】障がいのある方が「地域で暮らす」を当たり前に、そして、その暮らしをよりよいものにしていくための情報共有を行いながら、日々の暮らしや社会参加を妨げているハード・ソフトのバリアフリー化を目的に、定期的に協議等を行います。

【地域移行支援部会】精神科病院に長期入院している方の地域移行の推進と、医療と福祉の連携を目的とし、病院、相談支援事業者、行政、当事者で地域移行支援の活用について協働しながら、地域移行支援の在り方や課題について定期的に協議等を行います。

【相談支援部会】障がい福祉サービスを利用するすべての方がスムーズに安心してサービスが利用できるように、様々な課題を整理する定期的な協議の場を持ち、各種制度や宮崎市の計画相談に関する情報共有や現状把握を行い、相談支援関係者の共通理解を図ります。また、計画策定等に伴う事務量の負担軽減のための策を検討します。

【障がい理解啓発部会】平成３０年度から取り組んでいる「コミュニケーションボード」の普及啓発等をはじめ、児童、生徒、学生から大人まで全ての宮崎市民に対する障がい理解の促進と共生社会の実現を図ることを目的に定期的に協議等を行います。

幹事会（地域課題の整理や専門部会間の調整を行う）

協議会会長及び副会長、各専門部会長、障がい福祉課、基幹相談支援センターで構成し、必要に応じて開催する。各専門部会での活動状況等を集約し、協議会活動の基本的な方針や方向性を決定する。また、専門部会間の調整や専門部会・プロジェクトの設置や廃止にかかる協議を行う。

なお、必要に応じて、上記以外に関する内容について市からの情報提供等を受ける。

事務局連絡会（協議会の円滑な運営のための事務を行う）

障がい福祉課及び基幹相談支援センターで構成し、隔月を目安に開催する。協議会運営に必要な事務を行い、担当する専門部会の活動状況を報告し、各専門部会の活動や課題等を共有する。

宮崎市自立支援協議会・専門部会の運営に関する考え方

（資料作成：事務局　令和４年５月１２日）

１．部会の開催頻度について

⇒　部会は月１回程度開催すること。ただし、部会の協議内容や進捗状況等によって変更できる。なお、必要に応じて別途協議等を行うこともできる。

２．部会活動について

⇒　①年度当初、部会ごとに今年度の具体的な目標や方向性を確認することとする。また、当該年度末に、部会活動を振り返り、活動内容の評価や課題を確認することとする。

②シンポジウムや講演会を実施する場合は、会場確保（予定の時点で要予約）や講師依頼等の準備のため、早めに実施計画を作成することとする。

③研修等を実施する際には、各部会名を必ず明記することとする。（例：宮崎市自立支援協議会〇〇部会）また、他が行っている研修等と、内容の重複がないかの確認や、必要に応じて関係各所と連携し、発展的な研修等を行うこと。

④部会活動が目標を達成した場合や活動が困難になった場合は、事務局と相談し、部会の統合や変更、廃止を検討することとする。

３．部会での協議内容について

⇒　協議項目については、部会員や障がい当事者のアンケート等から地域課題を「問題提起」の形でテーマを出してもらい、そのテーマをもとに協議を行うこととする。また、市から調査研究等の依頼があれば協力して取り組むこと。ただし、困難事例等緊急に協議を必要とするテーマについては、それを優先することとする。

市の法定協議会として設置されていることから、公平性・中立性とともに、要望の場としてではなく、問題に対しての調整役、整理役としての性質を念頭に活動を行うこととする。部会員、他部会、事務局と十分なコミュニケーション・連携を図り、建設的な協議を行うこととする。

４．会議録の作成について

⇒　①各部会の事務局を担当する基幹相談支援センター（以下、「部会担当」）が会議録を作成し、部会長の確認を受けることとする。

②会議録は、全体会議への報告に用いるほか、部会に参加できなかったメンバーへの報告にも用いることとする。また、事務局連絡会を通じて、他の部会長（幹事）にも、部会活動について情報提供することとする。

５．部会員の構成について

⇒　①部会員及び部会長で常時参加できる者を固定メンバーとし、テーマに応じて部会長が必要と判断した場合は、部会員以外のメンバーを招集できることとする。

②協議する上で必要であれば、固定メンバーのうち数名のワーキングチームを招集し、部会での協議事項等の実行や進捗の調整を行うことができることとする。

③部会員は、複数の部会に所属することができることとする。ただし、部会の目的や趣旨に反する行為をすることはできないこととする。

６． 部会開催の案内について

⇒ ①事務局は、部会ごとに参加者名簿を作成し、部会長に情報提供することとする。
②部会の開催案内は部会長または基幹相談支援センターの部会担当が行い、部会を開催する場合には、部会員に案内文書を送付することとする。ただし、部会に参加するかどうかの判断は、部会員の判断によることとする。
③臨時的に要請する講師等については、必要に応じて事務局から文書を送付することとする。なお、講師謝礼等が発生する場合は、事前に支出計画書等で協議することとする。

７． 会議室等の確保について

⇒ 部会を行う会場の確保については、基幹相談支援センターの部会担当が部会長と日程を調整し行うものとする。ただし、市の管理する会議室等の予約が必要な場合は、部会長又は部会担当からの要請により事務局が行うこととする。

８． 部会活動に伴う経費について

⇒ 通常の定例会にかかる資料印刷や研修費等の事務費は部会担当が負担することとする。ただし、講演会やシンポジウムでの講師謝金や旅費、大量印刷が必要な場合の事務費等は、事務局が管理する予算による執行を検討するため、必ず事前に事務局に相談することとする。

９．部会からの文書発出について

⇒ 各部会で部会外へ文書の発出を検討しているときは、事前に事務局と協議を行うこととする。各部会での文書内容の協議を行い、部会長が確認後、会長へ確認を行うこととする。

10．部会外の団体への周知活動について

⇒ 各部会が部会外の会議等に参加して周知、広報活動等を行う場合には、事前に事務局と協議を行うこととする。事務局は庁内所管課等との調整、依頼等を行うとする。

上記は基本的な例示のため、部会の運営状況に合わせて適時相談・変更してください

部会開催・終了までの基本的な手順まとめ

（１）部会長や副部会長、部会担当で協議する内容等を決める。
（２）部会長が開催日程・会場の候補を決める。
① 部会の日程や時間は、原則として予め固定（例：第２木曜の 13 時）する。
② 部会の日程を確認し、参加人数に合わせて会場を予約する。
③ 開催予定日に固定メンバーで支障がなければ部会員のスケジュールを抑える。
（３）部会長又は部会担当が案内文書を作成し、メール又はＦＡＸで部会員に送付する。
※部会員以外で出席が必要なメンバーがいる場合は、必要に応じて協議会長名で所属長あての案内文書を送付する。事前に協議会会長及び事務局に報告又は連絡する。
（４）部会担当は参加者からの出席通知書により参加者を集約し、部会長に報告する。
（５）部会進行は部会長が行い、部会担当が協議事項や報告事項の会議録を作成する。
（６）部会担当は、事務局連絡会で部会の進捗状況を説明し、会議録を提出する。

令和５年度　各専門部会・プロジェクト状況等報告書

１．名称 【 就労支援部会 】

２．部会員数　　【67名】令和６年５月１日時点

３．令和５年度の開催回数

４月			５月			６月		
会議	1	回	会議	1	回	会議	1	回
参加者	22	名	参加者	26	名	参加者	26	名
７月			８月			９月		
会議	1	回	会議	1	回	会議	1	回
参加者	24	名	参加者	15	名	参加者	15	名
１０月			１１月			１２月		
会議	1	回	会議	1	回	会議	2	回
参加者	21	名	参加者	18	名	参加者	24	名
１月			２月			３月		
会議	1	回	会議	2	回	会議	1	回
参加者	16	名	参加者	28	名	参加者	17	名

会議開催総回数　14　回

参加者総数　252　名

４．令和５年度の活動内容について

お仕事応援マップに関しては、部会内で協議しながらマップ全体の方向性を定め、マップ作製の為の協力依頼（文書発送）、事業所（就労継続支援A型等）に実際に訪問に訪問をおこない、マップ作成のための協力依頼を行なった。令和６年２月に新たな項目（車いすによる送迎等）加えながら更新することができた（宮崎市の自立支援協議会のホームページに掲載）。また、年度当初より、就労を考える障がい者向けの相談会（名称：これからを一緒に考える相談会）の実施に向けた話し合いを繰り返し行い、令和６年２月に相談会を実施することが出来きた（約７０名程の障がい者・障がい児・及びその保護者の参加有）。

５．令和６年度の活動予定について

活動内容としては〇これからを一緒に考える相談会を令和５年度に引き続き実施する。
〇お仕事応援マップの更新（下半期の予定）〇就労選択支援サービスに関する勉強会　〇障害福祉サービス事業所やそこで働く障がい者（児）の課題等に関する意見交換会を実施予定。また、上記３つ以外にも特別支援学校の先生方に対して障害福祉サービスに関して理解してための勉強会の実施等も検討。

令和５年度　各専門部会・プロジェクト状況等報告書

１．名称 【　医療的ケア支援部会　】

２．部会員数　　【３８名】令和６年５月１日時点

３．令和５年度の開催回数

４月			５月			６月		
会議	1	回	会議	1	回	会議	1	回
参加者	23	名	参加者	25	名	参加者	20	名
７月			８月			９月		
会議	1	回	会議	1	回	会議	1	回
参加者	19	名	参加者	15	名	参加者	20	名
１０月			１１月			１２月		
会議	1	回	会議	1	回	会議	1	回
参加者	21	名	参加者	18	名	参加者	16	名
１月			２月			３月		
会議	1	回	会議	1	回	会議	1	回
参加者	17	名	参加者	14	名	参加者	16	名

会議開催総回数　12　回

参加者総数　224　名

４．令和５年度の活動内容について

■オンラインシンポジウム『看護介護の仕事の魅力を発信』を開催
日時：令和６年 １月２０日（土）／参加人数：約５０名
内容：障がい福祉分野で働く看護・介護の専門職をシンポジストとし、その職業につくまでの経緯や仕事のやりがいや魅力を伝える会を行った。また、後日配信も予定している。
■福祉人材確保のための学習会
日時：令和５年１０月１２日／講師：宮崎大学学生　鈴村氏
内容：学生ボランティア・アルバイトと福祉事業所を結ぶマッチングアプリ「musubun宮崎版」の紹介や活用の方法、開発への思いなどを学ぶ。

５．令和６年度の活動予定について

毎月一回の定例会議（毎月第２木曜日の１０時半から１２時）にて今年度の活動を決めますが、引き続き防災や医ケア児の就学、福祉サービスのことなどの情報共有であるとか、地域の問題や課題を広く知ってもらうためのシンポジュウムを開催したい。
昨年度に引き続き、医療的ケア児支援ガイドブック宮崎版作成を行っていく。

令和5年度　各専門部会・プロジェクト状況等報告書

１．名称　　【　子ども支援部会　】

２．部会員数　　【　87名】令和6年5月1日時点

３．令和5年度の開催回数

４月			５月			６月		
会議	1	回	会議	1	回	会議	1	回
参加者	33	名	参加者	6	名	参加者	31	名
７月			８月			９月		
会議	1	回	会議	1	回	会議	1	回
参加者	30	名	参加者	28	名	参加者	36	名
１０月			１１月			１２月		
会議	1	回	会議	2	回	会議	1	回
参加者	33	名	参加者	42	名	参加者	33	名
１月			２月			３月		
会議	1	回	会議	2	回	会議	1	回
参加者	18	名	参加者	259	名	参加者	34	名

会議開催総回数　14　回
参加者総数　583　名

４．令和５年度の活動内容について

○４月１８日　第１回　定例会議（オンライン）
令和５年度の役員、事務局体制、自立支援協議会についての概要説明、年間スケジュール等について協議した。
○５月１６日　役員会
令和４年度の活動報告及び反省、令和５年度の活動計画についての協議
○６月２０日　第２回　定例会議
令和５年度の役員、事務局体制について決定内容を報告。令和５年度年間計画案についての協議。災害に対する全体研修会の企画案についての協議。困りごと相談ブックの改訂に向けた協議。
○７月１８日　第３回　定例会議
乳幼児期の発達支援における好事例発表会（研修会）の企画について協議した。
「障がいのある子どもの子育て応援！困りごと相談ブック」改訂について検討した。
○８月２２日　第４回　定例会議
乳幼児期の発達支援における好事例発表会（研修会）の企画について協議した。
「愛着行動と虐待」研修会の企画について検討した。
「障がいのある子どもの子育て応援！困りごと相談ブック」改訂について検討した。
○９月１９日　第５回　定例会議
「愛着行動と虐待」研修会の企画について検討した。
「障がいのある子どもの子育て応援！困りごと相談ブック」改訂について検討した。
○１０月１７日　第６回　定例会議
乳幼児期の発達支援における好事例発表会（研修会）の企画についての協議。
「愛着行動と虐待」研修会の企画について検討した。
「障がいのある子どもの子育て応援！困りごと相談ブック」改訂について検討した。
○１１月１３日　役員会
・乳幼児期の発達支援における好事例発表会（研修会）の企画についての協議。
○１１月２１日　第７回　定例会議
・リーフレット「子育てのこと一緒に考えてみませんか？」（乳幼児期版）、「子どもの育ちについて一緒に考えてみませんか？」（学齢期版）における再配布について、愛着行動と虐待」研修会の相談支援部会との連携について
・乳幼児期の発達支援における好事例（研修会）の企画案について
・「障がいのある子どもの子育て応援！困りごと相談ブック」改訂に係る構成について検討した。
○１２月１９日　第８回　定例会議
・※11月定例会議に同じ
○１月１６日　研修会事前打合せ及び役員会
・乳幼児期の発達支援における好事例発表会（研修会）の登壇者（15名）の事前打合せ。及び役員会を実施。
○２月１５日　『乳幼児期の発達支援における好事例発表会』　（出席者169名）
○２月２０日　第９回　定例会議
・宮崎市子どもの発達支援に係る検討会について（説明と聴取）
・乳幼児期の発達支援における好事例発表会の振り返りについて
・引継ぎシート改訂版の市教育委員会へのつなぎについて
・困りごと相談ブックの改訂に係るコンテンツの構成について
○２月２９日　子ども支援部会・相談支援部会　合同研修会　（出席者227名）
講演　「子どもの脳を傷つけない子育て」～マルトリートメントによる脳への影響と回復へのアプローチ
講師　福井大学　子どものこころの発達研究センター
　　教授　　友田　明美　先生
○３月１９日　第１０回　定例会議
・『愛着行動と虐待について考える研修会』の振り返りについて
・困りごと相談ブックの改訂に係るコンテンツの構成について

５．令和６年度の活動予定について

○「障がいのある子どもの子育て応援！困りごと相談ブック」の改訂について
○リーフレットの広報、活用について
○令和6年度部会で協議し、活動を行う予定
○防災については、自立支援協議会全体で取り組む活動に参加し、知識技術の向上を図る。

令和５年度　各専門部会・プロジェクト状況等報告書

１．名称　　【　暮らし支援部会　】

２．部会員数　　【４６名】令和６年５月１日時点

３．令和５年度の開催回数

４月			５月			６月		
会議	１回	会場集合	会議	1回	会場集合	会議	1回	Zoom
参加者	21	名	参加者	21	名	参加者	24	名
７月			８月			９月		
会議	1回	Zoom	会議	1回	Zoom	会議	1回	会場集合
参加者	20	名	参加者	20	名	参加者	20	名
１０月			１１月			１２月		
会議	1回	会場集合	会議	1回	会場集合	会議	1回	Zoom
参加者	18	名	参加者	18	名	参加者	25	名
１月			２月			３月		
会議	1回	会場集合	会議	1回	ハイブリット型	会議	1回	ハイブリット型
参加者	20	名	参加者	会場 22 Zoom 2	名	参加者	会場 18 Zoom 6	名 名

定例会開催総回数　　12　回

参加者総数　　255　名

★当事者団体・家族会意見交換会(7月)23名
★指定福祉避難所運営訓練(1月)25名
★自立支援協議会全体研修会(1月)22名
★地域・関係機関等研修会・座談会(6回)　計18名

４．令和５年度の活動内容について

5年度も「災害」をテーマに、会場集合型6回、オンライン4回、ハイブリット型2回部会を開催。6月はグループに分かれフリートークを行った。
協議内容としては、①地域との連携、②当事者・家族の意識づけ　③事業所への投げかけを主な柱として、〇地区勉強会、座談会等の開催　〇当事者、事業所への情報提供の方法　〇機能する福祉避難所への方策　〇個別避難計画の作成推進　等について協議した。
活動としては、〇地区社協会長会で各地区の取り組み状況報告　〇小戸地区「防災研修会」、樋地区「福祉座談会」、生目台地区「見守り推進全体会」への参加、講話　〇当事者団体・家族会「災害に関する意見交換会」の開催　〇指定福祉避難所運営訓練への参加　〇自立支援協議会全体研修「災害に関する研修会」企画及び参加　〇「県わけもん防災ネットワーク会議」への参加　〇MPTラジオ「みんなの防災」で暮らし支援部会の活動紹介　〇市議会議員に災害に関する情報提供　などを行った。

５．令和６年度の活動予定について

部会はなるべく会場集合とオンラインのハイブリット型で実施。
テーマは、「災害時、誰一人取り残さないために、普段からつながる」
協議内容としては、①当事者・家族への投げかけ～〇普段からの備えと意識　〇地域とつながる　〇当事者団体・家族会との連携　②事業所への投げかけ～〇地域とつながる　〇利用者への投げかけ　〇機能する福祉避難所　③地域への投げかけ～〇誰もが安心して過ごせる一般避難所　〇当事者と地域がつながる　〇地区防災ネットワークの構築　等について具体的な方策を検討していく予定。また、市障がい福祉課以外の関係課との情報交換を図るとともに、ＮＰＯやＤＷＡＴ、その他の機関との連携を図っていきたい。

令和５年度　各専門部会・プロジェクト状況等報告書

１．名称 【　地域移行支援部会　】

２．部会員数　　【　４３名】令和６年５月1日時点

３．令和５年度の開催回数

４月			５月			６月		
会議	1	回	会議	1	回	会議	1	回
参加者	20	名	参加者	24	名	参加者	18	名
７月			８月			９月		
会議	1	回	会議	1	回	会議	1	回
参加者	19	名	参加者	19	名	参加者	20	名
１０月			１１月			１２月		
会議	1	回	会議	1	回	会議	1	回
参加者	19	名	参加者	16	名	参加者	23	名
１月			２月			３月		
会議	1	回	会議	1	回	会議	1	回
参加者	21	名	参加者	20	名	参加者	75	名

会議開催総回数　12　回

参加者総数　294　名

４．令和５年度の活動内容について

■令和5年度ビジョン『会いに行こう！声を聴こう！つながろう！～おまかせくだサイと言える地域の絆づくり～【利用者数：月14人目標】

令和4年度に作成した報告書（きっかけづくりシート等）を活用し、病院内においても、地域からも患者さんに会いに行き、「声」を聴くための具体的な活動内容について定例会にて協議を行った。まずは報告書で示されているいくつかのテーマについて意見交換を行うと、障がい福祉サービスが医療の現場に情報として届いていないこと、地域移行支援の利用については「主治医」の理解によって活用の有無が決まってくることなどの情報が共有された。そんな中、大塚製薬より、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する事業として、宮崎市内の精神科病院の先生と地域移行支援部会とのシンポジウムの機会について提案をいただき12月に開催。そこでは地域移行推進を全面に出すのではなく、障害福祉サービスについて情報を提供することにより、先生方と医療と福祉の連携の必要性についての前向きな見解が共有された。そのシンポジウムを踏まえ、法改正や報酬改定においても医療と福祉の連携がますます求められることを定例会の中でも国における議論の進捗を共有しながら、引き続き話題とした。3月の研修会においては愛知県半田市基幹相談支援センターの相談支援専門員をお招きし、精神科病院訪問の活動について具体的な取り組み状況や活動の流れ等についてうかがい、次年度につながるヒントを得ることができた。

５．令和６年度の活動予定について

■令和６年度ビジョン『会いに行こう！声を聴こう！つながろう！～おまかせくだサイと言える地域の絆づくり2024～【利用者数：月5人目標】（第7期宮崎市障がい福祉計画）

■令和６年度の主な活動内容
１．月１回の定例会の開催【国の動向、ケースの進捗状況、情報意見交換】
２．地域移行支援を知ってもらうための活動【精神科病院における説明会、指定一般相談支援事業所への説明会、各種研修会、シンポジウムの開催】
３．地域移行支援の個別給付を増やすための活動【病院訪問に向けた各種様式作成】

精神障がい患者さんのより良い地域生活を考える会

日　時：2023年 12月13日(水)　18時30分～19時30分

開催形式：　Web：Microsoft Teams
配信会場（役割者のみ）：ニューウェルシティ宮崎
〒880-0879 宮崎市宮崎駅東1丁目2番地8　TEL.0985-23-3311

◆ **ご視聴希望の際には、以下の①②のいずれかの方法で事前の参加申し込みをお願いいたします。**
頂戴致しましたメールアドレス宛に講演会開催前日までに参加アクセス用URLを送付致します。

①申込フォームでのお申し込み
左記QRコードから申込フォームにアクセスいただき必要項目を記入の上、送信ください。
※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

②メールでのお申し込み
メールに以下3点を明記の上、
masudan@otsuka.jp まで送付ください。
①お名前　②施設名・職種　③連絡先

座長	医療法人真愛会　高宮病院　理事長・院長　髙宮 眞樹　先生
講演① （15分）	宮崎市自立支援協議会　地域移行部会会長 社会福祉法人清樹会　地域生活支援センターすみよし　山口　麻衣子　さん 『 知ってもらいたい地域の社会資源と障害福祉サービス 』
講演② （15分）	医療法人清芳会　井上病院　精神保健福祉士　面髙　由紀子　さん 『 事例共有　～医療と福祉の連携～ 』
パネルディスカッション	（30分）
司会	医療法人清芳会　井上病院　診療部長　米良　誠剛　先生
パネリスト	高宮病院　理事長・院長　髙宮　眞樹　先生 地域生活支援センターすみよし　山口　麻衣子　さん 井上病院　面髙　由紀子　さん

・「この講演会への参加には事前登録が必要です。講演会への参加用URLは転送をご遠慮願います。」
・「ログインの際には、ご施設名、お名前のご入力をお願い致します。」
・「講演会の録画/録音はご遠慮願います。」
個人情報は、主催関係者および業務委託先を除く第三者に開示・提供することはありません。
個人情報は、弊社の個人情報保護方針に基づき、安全かつ適切に管理いたします。
お問い合わせ先・管理者：　宮崎県宮崎市高千穂通1-6-38　ニッセイ宮崎ビル12階　大塚製薬㈱宮崎出張所　TEL:0985-24-2287

主催：　大塚製薬株式会社　後援：宮崎市，　宮崎市自立支援協議会

第８回　宮崎市自立支援協議会　地域移行支援部会　研修会

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に関する研修会

『会いに行こう！声を聴こう！つながろう！～おまかせくだサイと言える地域の絆づくり～

１．開催趣旨

地域移行支援部会では、精神科病院に長期間入院している方、または入院が長期化する可能性のある方の退院とその後の地域生活を応援するために、「地域移行支援」を活用することを推進しております。そのため、定例会において国の動向を始め、様々な情報共有や意見交換を行い、地域移行推進を目的とした活動を行っております。

令和５年度は『会いに行こう！声を聴こう！つながろう！～おまかせくだサイと言える地域の絆づくり～【利用者数：月 14 人目標】をビジョンとして、令和４年度に作成した報告書を活用し、病院内においても、地域からも患者さんに会いに行き、「声」を聴くことを予定しておりました。そのうえで、あらためて医療と福祉の連携について検討をした際に「精神科の先生方への理解、精神科医療従事者の方々に正しい理解をしてもらうことがまず必要」ということで、大塚製薬と協働し、12 月 13 日シンポジウムを行いました。

今回、報告書について改めて報告すること、大塚製薬とのシンポジウムのアンケートの結果等に基づいて、『第８回精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム推進構築のための研修会』を開催したいと考えております。

長年病院訪問の経験をお持ちであり、医療と福祉、行政と連携して愛知県半田市で活躍をされている実践者である講師にお話をうかがいながら、参加者が地域移行支援に関してより、自分ごととして考えてもらえるように、また、部会としても今後の活動へ励みとし、明日からの実践につなげる場となるような研修会を開催したいと考えております。

２　主　　催

宮崎市自立支援協議会　地域移行支援部会

３　日　　時

令和６年　３月８日（金）１５：００～１７：００（１４：３０受付）

４　場　　所

宮崎市総合福祉保健センター　２階　視聴覚室

住所　宮崎市花山手東３丁目２５番地２　（電話：０９８５－５２－５１３１）

５　対象者

宮崎市自立支援協議会員、相談支援従事者、医療従事者、
その他、地域移行支援に関心のある方　他

６　定員　８０名（定員になり次第締め切らせていただきます）

７　参 加 費　無料

8　プログラム

14：30～	受付
15：00～15:20	開会 あいさつ　宮崎市自立支援協議会　地域移行支援部会長 ・宮崎市精神科医療機関における地域移行に関する患者意向調査（報告書）とその活用について ・大塚製薬との共催研修会について
15:20～16：30	【講義】 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の推進について」 半田市における精神科病院訪問の実践からみえること 半田市障がい者相談支援センター　副センター長　徳山勝氏 （厚生労働省精神障害にも包括構築支援事業広域 AD）
16:30～16：50	質疑応答
17：00	終了

9　申込方法

別紙「参加申込書」によりＦＡＸにてお申込みください。

お電話、メールでも受け付け致します。**申込期限：令和６年３月１日（金）**

<お問い合わせ>

社会福祉法人清樹会　地域生活支援センターすみよし

〒 880-0121　宮崎市大字島之内字馬出 7217-1

TEL ：0985-30-2524　　FAX：0985-30-2529

メール：siensumiyoshi@sage.ocn.ne.jp

令和５年度　各専門部会・プロジェクト状況等報告書

１．名称 【　相談支援部会　】

２．部会員数　　【１０９名】令和６年５月１日時点

３．令和５年度の開催回数　（偶数月に部会開催、奇数月はコア会議実施分）

４月			５月			６月		
会議	1	回	会議	1	回	会議	1	回
参加者	40	名	参加者	8	名	参加者	48	名
７月			８月			９月		
会議	1	回	会議	1	回	会議	1	回
参加者	5	名	参加者	38	名	参加者	4	名
１０月			１１月			１２月		
会議	1	回	会議	1	回	会議	1	回
参加者	50	名	参加者	8	名	参加者	46	名
１月			２月			３月		
会議		回	会議	1	回	会議		回
参加者		名	参加者	227	名	参加者		名

会議開催総回数　10　回

参加者総数　474　名

４．令和５年度の活動内容について

部会員の意向で、２カ月に１回、ハイブリッド開催とした。
６月には、実地指導の報告を2事業所から行ってもらい、どのようなことに注意が必要か、指導調書の内容の確認などを行った。
また、令和４年度も計画相談支援に関する加算の勉強会を行ってきたが、解釈が難しく、なかなか請求につなげられない現状があったことから、手引書作成を目標とした。作成の中で、加算請求等に関して、不明点等を障がい福祉課職員からも説明をいただき、明らかにしていった。結果、手引書ではなく、加算請求に関する参照資料として作成し、宮崎市ホームページの自立支援協議会のページに成果物として掲載した。
また、日頃の支援の中での困り事を出し合い、「自宅の草取り」「自宅の剪定」「電動ベッドの購入」「訪問の際の駐車場探し」「ヘルパー事業所が見つからない」「サービス提供時事業所との連携」「児童のサービス提供事業所に関して」を協議した。
Ｒ６年２月２９日には、子ども支援部会との合同研修会として「愛着行動と虐待について考える研修会」をオンラインで実施した。会場聴講とオンライン聴講とで総勢227名の参加であった。

５．令和６年度の活動予定について

部会員の意向で、今年度も２カ月（偶数月）に１回の開催頻度で実施する。
相談支援に関する情報共有を図っていく。
事例をもとに部会員から話題提供を行ってもらい、協議していく。協議の中で資源が足りないことに気付いた際には、資源開発を行っていきたい。
また、他部会とも合同で考えたい内容については、合同部会を開催し、他部会との交流、連携につなげていきたい。
昨年度作成した加算の参考資料は基幹センターと協働して更新作業を行う

令和５年度　各専門部会・プロジェクト状況等報告書

１．名称　【　障がい理解啓発部会　】

２．部会員数　　【２４名】令和６年５月１日時点

３．令和５年度の開催回数

４月			５月			６月		
会議	1	回	会議	1	回	会議	1	回
参加者	14	名	参加者	13	名	参加者	15	名
７月			８月			９月		
会議	1	回	会議	2	回	会議	1	回
参加者	12	名	参加者	15	名	参加者	14	名
１０月			１１月			１２月		
会議	1	回	会議	1	回	会議	1	回
参加者	12	名	参加者	14	名	参加者	10	名
１月			２月			３月		
会議	1	回	会議	1	回	会議	1	回
参加者	15	名	参加者	10	名	参加者	11	名

会議開催総回数　13　回

参加者総数　155　名

４．令和５年度の活動内容について

障がい理解啓発用ＤＶＤ「ありのままに　その人らしく　地域で暮らす」と取説を市内全小中学校に6月に配布。また、ＤＶＤと取説を増刷し、市内の児童センター、児童クラブにも配布した。他にもこのＤＶＤを視聴したいという声が多数あり、その都度複製している。ある生活介護事業所では家族を含めて視聴会を開催したところ、是非コピーを頂きたいとの声が多く上がったと聞いた。
後半は宮崎市障がい福祉課が差別解消法の改正に合わせて作成した障害理解啓発の映像作製の全面的に協力した。
部会開催時毎にＵＤ等の直近の話題を部会員同士で共有している。

５．令和６年度の活動予定について

①障がい理解啓発用ＤＶＤ「ありのままに　その人らしく　地域で暮らす」と取説を市内の全地区社協に配布し、障がい理解研修等の一助として頂く。
②市議会議員向けの障がい理解研修の実施
③学生・生徒や地域住民を巻き込んだ障がい理解をテーマにしたタウンミーティングの開催
④小売業、サービス業向けの障害理解ワークショップ等の開催

Vanilla　ゆらりの会

参加者　募集中

主催：キャリアアシスト宮崎

R6.5 月企画『デジタル社会を生きる子どもたち』

～自分のからだとこころを守ろう～

私たちに楽しい情報や時間を届けてくれるスマホやテレビ、ゲーム・・・・。

なくてはならない存在ですよね。しかし、映像メディアに長時間接する事で脳や身体への影響もあるようです。メディアとの上手な付き合い方を一緒に学んでみませんか？

ゲームが
止められない

時間が経つ
のが早すぎる

投稿した反応
が気なっちゃう

誰かと繋がって
いたい…

講　　師：糸数　智美　先生

（どんぐりこども診療所　院長　/　子どもとメディアみやざき代表　/宮崎県メディア安全指導員）

日　　時：令和６年５月25日（土）　　１３時～１５時

会　　場：キャリアアシスト宮崎

（宮崎市大島町北ノ原１０３０番地５）

問合せ･申込：TEL　0985(22)9121

Mail　koyo-sen@image.ocn.ne.jp

LINE から DM でも受付中

HP もみてね！

過去の『ゆらりの会』の様子です

R6.1.6　餅つき大会

R6.3.30　お花見ウォーキング

宮崎市自立支援協議会と宮崎大学教育学部との連携状況報告

宮崎市自立支援協議会は「誰もが住みよいまち」づくりの実現を目指し、障がいのある方々のよりよい生活について考えていくことを目的として活動しています。

平成２７年度より宮崎大学教育学部（当時、教育文化学部）と連携協定を締結し、それぞれの資源や機能などの活用を図りながら、相互に協力し、障がい者の自立に寄与することを目的に、毎年活動を行っています。

〇協定に関する経緯

・平成２７年１２月１７日　宮崎大学教育文化学部（現、教育学部）との
　５年間の協定締結（期限：令和２年１２月１６日まで）

・令和２年１２月１０日　宮崎大学教育学部に加え、宮崎大学大学院教育学研究科との
　協定締結（期限：令和３年３月３１日まで。１年間の自動更新）

※宮崎大学教育学部特別支援教育専攻
　障がいのある子どもの実態や教育的ニーズを的確に把握して、指導・支援ができる教員を養成。卒業後の主な進路は、特別支援学校教諭や小学校教諭、大学院進学。

（活動実績）

実施年度	実施内容
平成２７年度	障害者差別解消法の周知及び理解促進（体験を通じた福祉教育の実践報告）
平成２８年度	障がいにおける社会モデルの研究（みんなで生きる、みんなと生きる）
平成２９年度	医療的ケアが必要な障がい児者の支援（レスパイダーズ活動報告）
	障がい体験イベント実施による障がい理解啓発（ミックスフェスタ）
平成３０年度	恋愛・結婚から考える共生社会の研究（ラブトーク）
	災害時、避難所における障がい者支援（みんなで考える災害避難所）
平成３１年度（令和元年）	保護者等との意見交換による障害児教育の研究（Ｄｏ　Ｉｔ！　Ｄｏ　Ｉｔ！）
	企業との意見交換による障がい者就労支援の研究（マイ・インターン※）
令和２年度	災害に関するパンフレットの作成（災害に備えて今できること～地域とつながる～）
令和３年度	精神障害のある方の実際の姿を知ってもらうきっかけとなる新聞作り
	パラスポーツの地域への紹介（地域でつながろう～パラスポーツを通して～）
令和４年度	障がいのあるきょうだい（家族）がいる方の意見交換による支援方法の検討（あつまれ！きょうだいの広場）
	障がいのある方が生活しやすい地域づくりの促進（ふわふわ風船バレリンピック）
令和５年度	障がいのある子どもの余暇に繋がる楽しい活動の場の提供（Let's Flying）
	障がいのある方への学生の知識、理解の促進（Go！Go！ミニゲームで遊ぼう！）

〇令和６年度は引き続き協議会員が教育学部特別支援教育専攻の授業に参加し、市内の事業所等で学生を受け入れるなどし、当事者・学生の交流などを行っていく予定です。

宮崎市自立支援協議会設置要綱

（設置）

第１条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第８９条の３第１項の規定に基づき、関係機関等が相互の連絡を図り、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うため、宮崎市自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）相談支援事業の中立・公平性を確保するための運営評価等に関すること。

（２）困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。

（３）地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。

（４）地域の社会資源の開発及び改善に関すること。

（５）障がい福祉計画の具体化に向けた協議等に関すること。

（６）その他必要と認める事項。

（会員）

第３条　協議会は、障がい者及び障がい児の福祉の増進に熱意を有し、協議会活動に積極的に参加できる者をもって構成する。

２　協議会に参加する者は、入会を希望する第７条に規定する専門部会の長と面談等を行い、協議会の趣旨と自身の参加意図に相違がないかを確認した後、様式第１号を事務局に提出し、協議会員として事務局が登録するものとする。

３　協議会を退会する者又は専門部会を変更する者は、様式第２号を提出するものとする。ただし、所属する専門部会を辞せず、別の専門部会やプロジェクトに入会する場合は、様式第２号を事務局に提出するものとする。

４　毎年３月１日から３月３１日までを更新期間とし、協議会員は様式第２号を３月３１日の更新期限までに事務局に提出するものとする。なお、提出がなされなかった場合は、退会したものとみなすことができる。

（会長及び副会長）

第４条　協議会に会長及び副会長を置く。

２　会長は、次条に規定する幹事会の互選によって定める。

３　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

４　副会長は、会長の指名した者をもって充て、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（幹事会）

第５条　協議会に幹事会を置く。

２　幹事会は、各専門部会からの地域課題を集約し、情報の共有化を図るとともに、その他、自立支援協議会に係る調整全般を行う。

３　幹事会は、専門部会長及び宮崎市障がい福祉課により構成し、互選により幹事長を選出する。

４　幹事会は、幹事長が招集し、会長及び副会長の出席を求めるものとする。

５　幹事会は、その会議の運営上必要があると認めるときは、幹事会の構成員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

（事務局連絡会）
第６条　協議会に事務局連絡会を置く。
２　事務局連絡会は、第２条に規定する事務、その他協議会全体の運営に必要な事務を所掌する。
３　事務局連絡会は、宮崎市障がい福祉課、宮崎市障がい者基幹相談支援・虐待防止センター、その他必要と認められる者で構成する。
（専門部会及びプロジェクト）
第７条　会長が必要と認めるときは、幹事会の承認を得て、専門部会を置くことができる。
２　専門部会の組織、任務及び運営方法は、幹事会の承認を得て、会長が定める。
３　専門部会に部会長及び副部会長を置き、当該専門部会に所属する部会員の自薦もしくは他薦により決定する。
４　専門部会は、幹事会の承認を得て、２以上の専門部会で組織されるプロジェクトを置くことができる。
（全体会）
第８条　全体会は、すべての協議会員で構成する。
２　全体会は、会長が招集し、年１回以上開催する。
３　全体会は、幹事会、専門部会及びプロジェクトに付した事項について報告する。
４　会長が特に必要があると認めるときは、協議会員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
（庶務）
第９条　協議会の庶務は、宮崎市障がい福祉課において処理する。
２　協議会の運営に要する経費は、宮崎市が負担する。
（委任）
第１０条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、宮崎市が別に定める。

附　則
この要綱は、平成１９年７月１２日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２０年４月２５日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２１年５月１８日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２２年４月２１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２３年３月２３日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２７年４月２１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和２年４月２８日から施行する。
附　則
この要綱は、令和３年３月１日から施行する。

（様式第１号）

宮崎市自立支援協議会事務局
宮崎市障がい福祉課　宛（FAX 0985-21-1776）

年　　月　　日

宮崎市自立支援協議会　参加申込書

（所属団体名）　　（事業所名）

（連絡先）TEL：　　FAX：

mail：

※ 必要事項を記入後、障がい福祉課（FAX 0985-21-1776）に提出してください。
※ 参加される専門部会・プロジェクト欄にご記名ください。
※ 複数名の登録や、重複での登録も可能です。
※ 本協議会に新規で入会される方以外で、既に別の専門部会等に所属されている方は、「様式第２号」を提出してください。

専門部会（専門的な横の繋がり強化を目的とした情報共有の場）

【就労支援部会】

（氏名）	（氏名）

【医療的ケア支援部会】

（氏名）	（氏名）

【地域移行支援部会】

（氏名）	（氏名）

【子ども支援部会】

（氏名）	（氏名）

【暮らし支援部会】

（氏名）	（氏名）

【相談支援部会】

（氏名）	（氏名）

【障がい理解啓発部会】

（氏名）	（氏名）

プロジェクト（横断的なテーマを設定した２以上の専門部会のチーム）

【　　プロジェクト】

（氏名）	（氏名）

（様式第２号）

宮崎市自立支援協議会事務局
宮崎市障がい福祉課　宛（FAX 0985-21-1776）

年　　月　　日

宮崎市自立支援協議会　退会（変更・追加・更新）届出書

□退会　□変更　□追加　□更新（←該当するものに☑をしてください）

（所属団体名）　　（事業所名）

（連絡先）TEL：　　FAX：

mail：

※ 必要事項を記入後、障がい福祉課（FAX 0985-21-1776）に提出してください。
※ 退会（変更・追加・更新）される専門部会に☑をしてください。
※ 既に別の専門部会等に所属されている方は、「追加」に☑をしてください。
※ 更新届は、毎年３月３１日までに事務局にご提出ください。
※ 複数の専門部会に登録も可能です。

所属していた（所属している）専門部会	（該当するものに☑をしてください） □就労支援部会　□医療的ケア支援部会　□地域移行支援部会 □子ども支援部会　□暮らし支援部会　□相談支援部会 □障がい理解啓発部会　□（　　）プロジェクト
変更・追加後に所属する専門部会 ※変更・追加の方のみ	（該当するものに☑をしてください） □就労支援部会　□医療的ケア支援部会　□地域移行支援部会 □子ども支援部会　□暮らし支援部会　□相談支援部会 □障がい理解啓発部会　□（　　）プロジェクト
退会（変更）理由 ※差し支えなければ記入してください。	◎退会される方につきましては、これまで協議会活動にご協力いただき、誠にありがとうございました。今後とも協議会活動にご理解、ご協力を何卒よろしくお願いいたします。

令和6年5月24日（金）

『自立支援協議会』について

社会福祉法人清樹会
地域生活支援センターすみよし
主任相談支援専門員　　山口　麻衣子
（地域移行支援部会長）

自立支援協議会の基礎的理解

～なぜ必要なのか？どう活用すべきか？～

何を求めて、どんなことを期待して、
自立支援協議会に参加をされていますか？？

法的根拠

（協議会の設置）

第八十九条の三　地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

令和4年12月改正（自立支援）協議会（法第89条の3第1項～第6項）

○地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない。（第89条の3第1項）

○協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。（第89条の3第2項）

○協議会は、前項の規定による情報の共有及び協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。（第89条の3第3項）

○関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するように努めるものとする。（第89条の3第4項）

○協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なしに、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。（第89条の3第5項）

○前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。（第89条の3第6項）

自立支援協議会の役割・機能

（障害者総合支援法89条の3の関係）

（自立支援）協議会の役割・機能（障害者総合支援法89条の3関係）

令和６年４月１日施行

改 ① 協議会を通じた「地域づくり」（※）にとっては「個から地域へ」の取組が重要。（第２項改正）

地域の状況を反映した、現に住民が直面している課題を検討することによる協議会の活性化

「協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」

新 ② 協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができることとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じることについて努力義務を課す。（第3項、第4項新設）

新 ③ 個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課す。（第5項新設）

＊ 今回改正により、社会福祉法（重層的支援会議等）・生活困窮者自立支援法（支援会議）・介護保険法（地域ケア会議）と同旨の規定をもつものとなった。（第３項～第６項）

（※）協議会を通じた「地域づくり」の取組イメージ例

（自立支援）協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

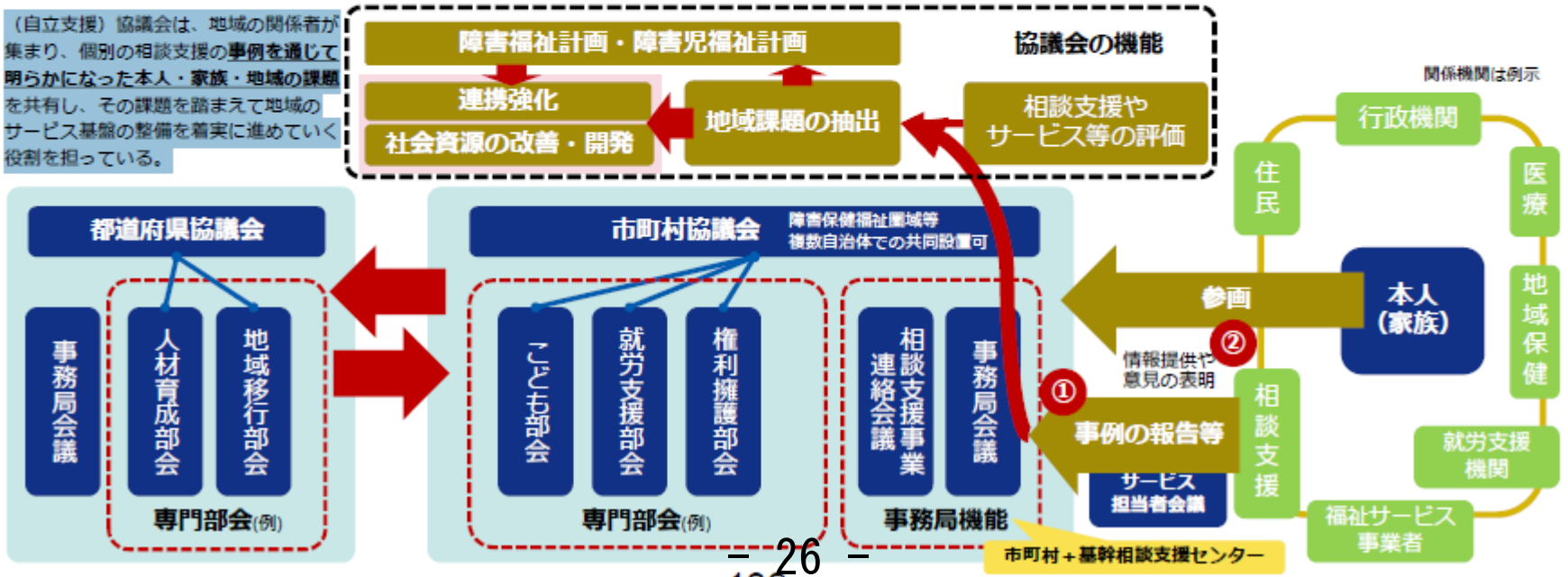

法改正で、どう変わる！？

国からの通知には書いてあったけど、
法律に書かれていなかった！！

① 協議会を通じた「地域づくり」にとっては「個から地域へ」の取組が重要。（第２項改正）

「協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」

② 協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができることとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じることについて努力義務を課す。
（第3項、第4項新設）

③ 個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課す。
（第5項新設）

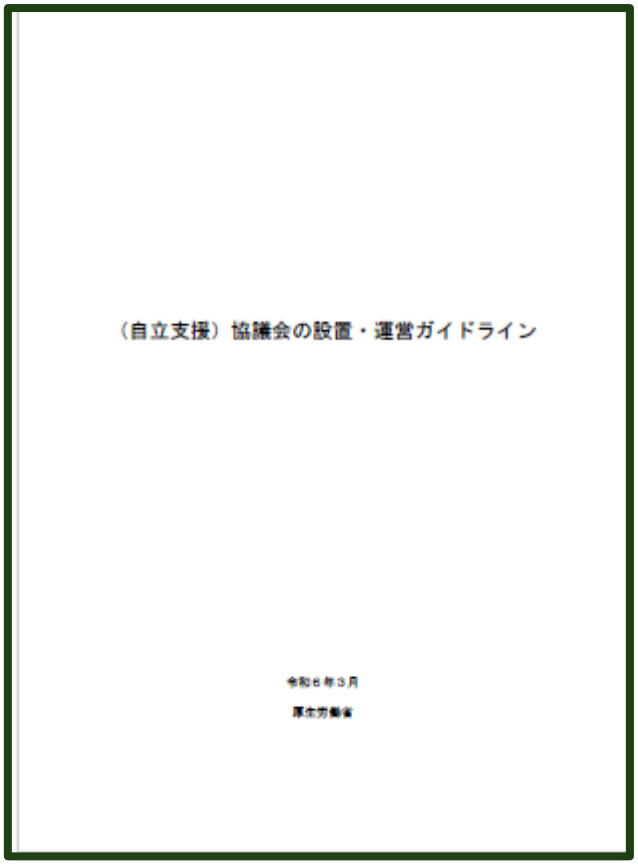

障害者等の地域生活を支援するためには**「共通の目的」**に向け、**「情報を共有」**して具体的に**「官民が協働する」**システムを構築することが必要であり、その中核をなすのが、自立支援協議会です。

自立支援協議会設置・運営ガイドライン　検索

令和４年障害者総合支援法改正を踏まえた（自立支援）協議会の機能と構成

関連資料7

（自立支援）協議会の役割・機能（障害者総合支援法89条の3関係）

令和６年４月１日施行

改 ① 協議会を通じた「地域づくり」（※）にとっては「個から地域へ」の取組が重要。（第２項改正）

地域の状況を反映した、現に住民が直面している課題を検討することによる協議会の活性化

「協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」

新 ② 協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができることとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じることについて努力義務を課す。（第3項、第4項新設）

新 ③ 個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課す。（第5項新設）

※ 今回改正により、社会福祉法（重層的支援会議等）・生活困窮者自立支援法（支援会議）・介護保険法（地域ケア会議）と同旨の規定をもつものとなった。（第３項～第６項）

（自立支援）協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の**事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題**を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

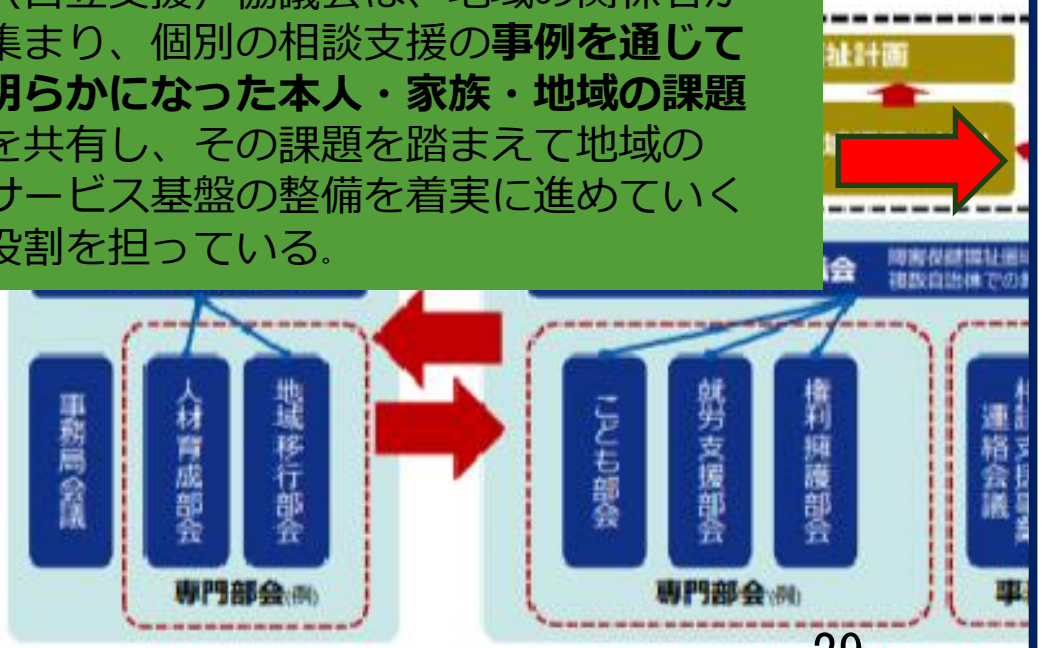

○個別の事例を検討する際はご本人の同意を得る。

○協議会において知り得た個人情報等についてすべての構成員は守秘義務を負う。

※個別の事例の検討を通じて地域課題の抽出や検討が促進されることをねらっています。
※機密性の高い情報が対象（個人情報保護法）

宮崎市は基幹相談支援センターが市町村と共同で事務局を担っています。

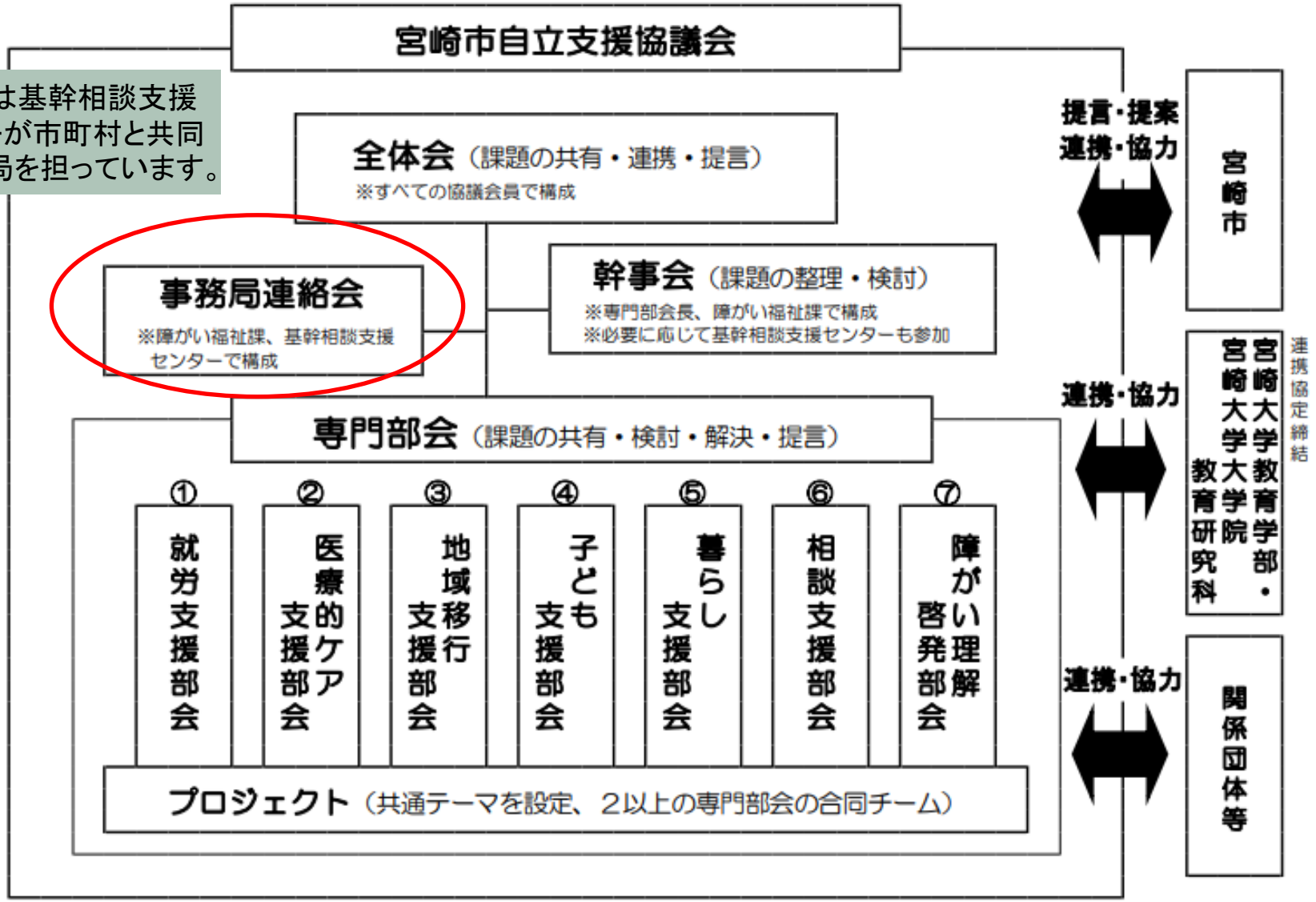

何を求めて、どんなことを期待して、
自立支援協議会に参加をされていますか？？

自立支援協議会ってどんなとこ？

〇地域の問題を解決する場
〇みんなが集まって、情報を共有する場
〇いろんな関係機関の人と知り合いになれる場
〇行政へ要望や、要求をする場（？？）

障害者等の地域生活を支援するためには「**共通の目的**」に向け、「**情報を共有**」して具体的に「官民が協働する」システムを構築する場

参加はしているものの、意外と、ざっくりとした認識しか持っていない人が多い・・・

実際にはさまざまな-「機能」に基づいています。

協議会の機能

1．情報機能

地域の社会資源の状況
満たされないニーズの可視化
国や県の動向

情報の共有
情報の発信

2．調整機能

分野を超えたネットワーク構築
各分野の専門性や資源の共有化
課題解決に向けての手段やプロセスの調整

「連携」を創る「場」
個別の課題から
地域の課題へ

3．開発機能

地域の社会資源の開発、改善

地域の福祉力向上

4．教育機能

人材**確保**・育成
地域の支援力の資質向上

研修会の企画･運営

5．権利擁護機能

権利擁護に関する取り組みを展開
意思決定支援（本人のニーズを実現する視点）
「合理的配慮の提供」について周知

障害者虐待防止法等
との連携

6．評価機能

個別支援、事業所や専門機関の評価
法制度について本人目線での評価、提言

地域の相談支援
機能の強化

市町村（自立支援）協議会の主な機能

①個別事例への支援のあり方に関する協議、調整

②地域における障害者等への支援体制等に関する課題（地域課題）の抽出、把握や共有

⑦都道府県協議会との連携等

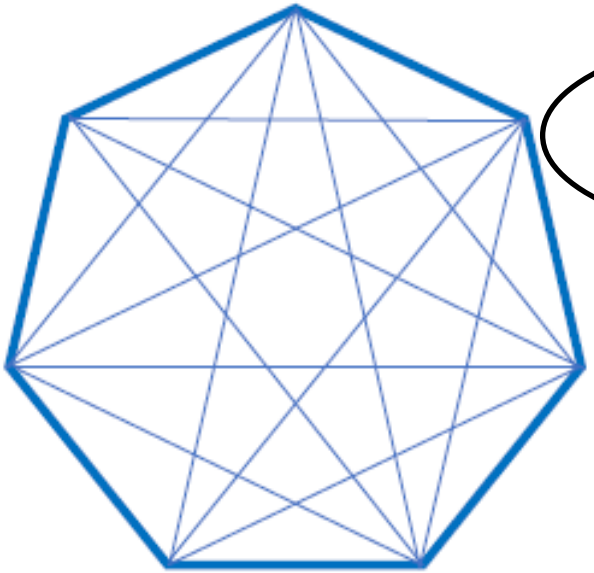

③地域における相談支援体制や福祉サービス等の整備状況や課題等の抽出、把握や共有

⑥市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定過程での助言等、計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言等

④地域における関係機関の連携強化

⑤社会資源の開発・改善等の地域課題への対応に向けた協議や取組の実施

個の課題が地域課題として共有・協議される流れ

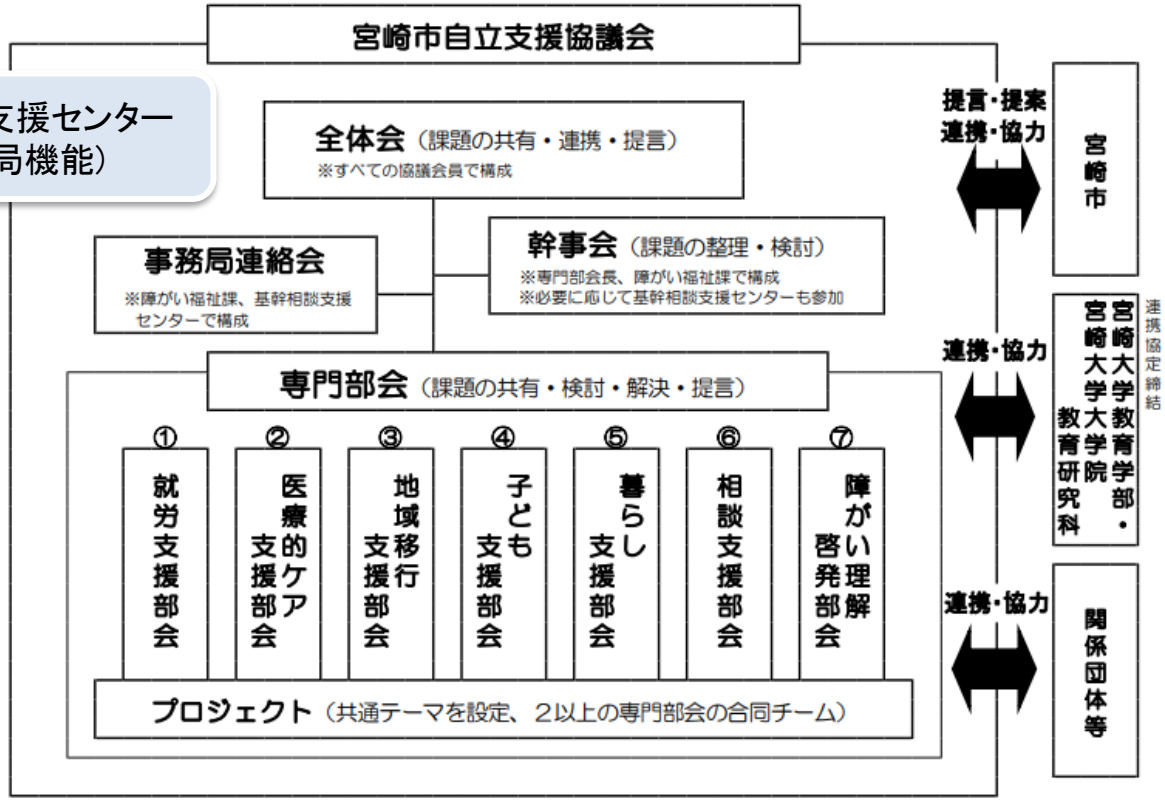

都道府県自立支援協議会

【相談支援部会】（年6回）

主任相談支援専門員連絡会

（主任24名＋宮崎県障がい福祉課）

市町村自立支援協議会

※相談支援体制整備事業の活用

（協議会活性化のための
アドバイザーの派遣）

基幹相談支援センターによる
指定相談支援事業所訪問

サービス担当者会議

現状の支援体制では対応困難な
ニーズの整理

協議会が形骸化しているな･･･と感じたら、

どの機能をつかっているか？？

立ち返って見直すことが必要！！

情報機能	調整機能	開発機能
教育機能	権利擁護機能	評価機能

自分たちが協議会にどの「機能」を求めているのか、機能に応じて
どんな取り組みが必要か、という視点で考えていくと･･･
漠然と、『地域の困りごとを相談する場』とならず、協議会をうまく使える！

自立支援協議会は、なぜ必要？？

地域に溢れる満たされないニーズ

個別対応では10年経っても解決しない

協議会で扱うべきは・・・

「満たされないニーズ」

個別のケースで知り得る、「満たされないニーズ」をどうやって把握しますか？

どこが部会をまわしていますか？

部会をうまくまわしていくためには
エンジン部分が必要！！

どこが、誰が、部会をまわしていくのがいいか、
エンジン部分はどこなのか・・・
基幹相談支援センターですか？
委託の相談支援事業所ですか？
想いのある人？　やる気のある人？
リーダーシップがとれる人？

個人や任意でやっていては、継続しない。

組織として残すために、自立支援協議会のエンジン部分は要！！

地域づくりがなされなければ、
満たされないニーズは解決しない。

個人がそれぞれでいくら頑張っても、地域づくりがなされなければ、満たされないニーズは解決しない。
使える資源が増えなければ、問題は解決しない。

地域づくりの視点が必要です。

そのために自立支援協議会を活用しましょう！

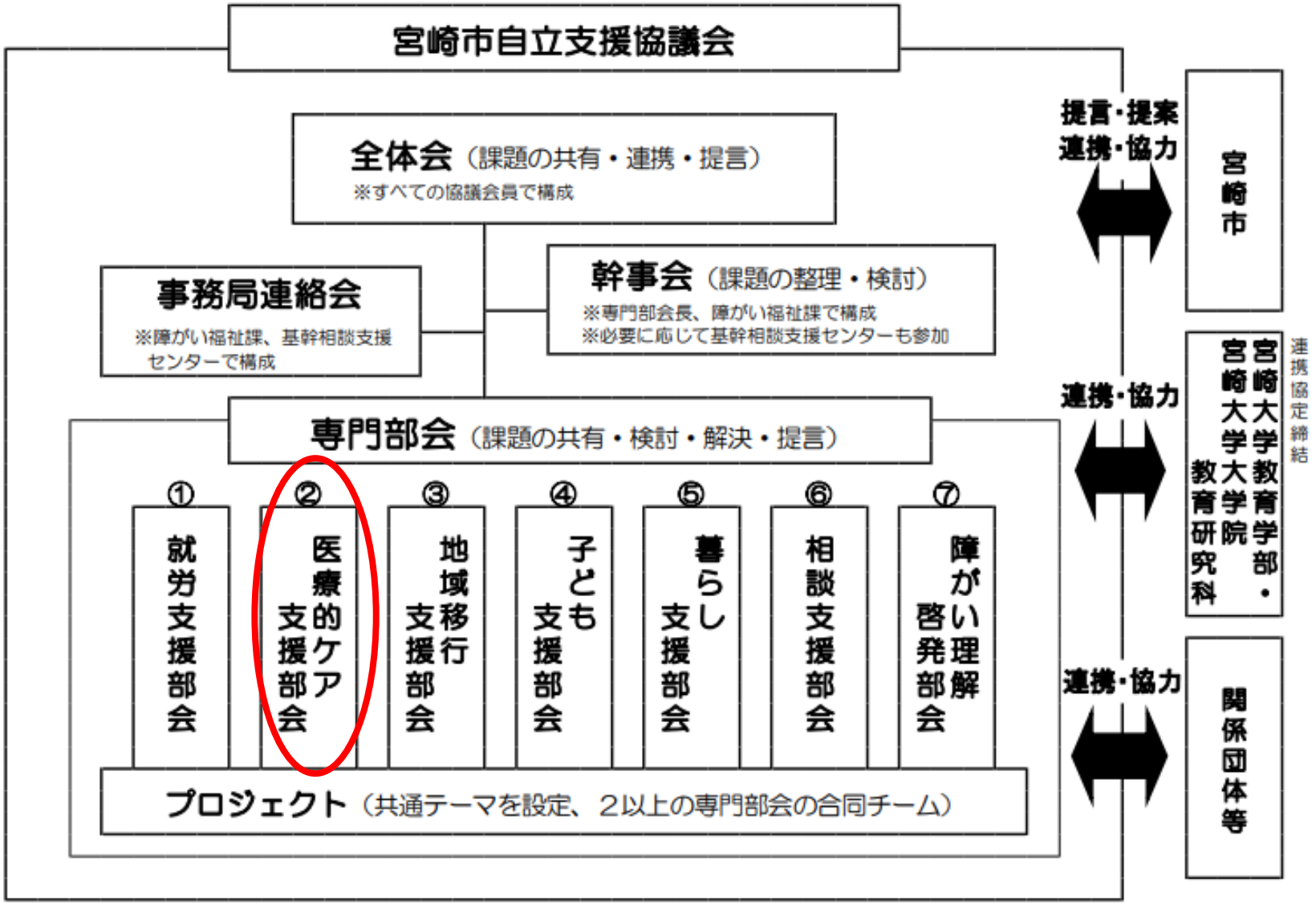
宮崎市自立支援協議会
全体会（課題の共有・連携・提言）
※すべての協議会員で構成
事務局連絡会
※障がい福祉課、基幹相談支援センターで構成
幹事会（課題の整理・検討）
※専門部会長、障がい福祉課で構成
※必要に応じて基幹相談支援センターも参加
専門部会（課題の共有・検討・解決・提言）
①就労支援部会
②医療的ケア支援部会
③地域移行支援部会
④子ども支援部会
⑤暮らし支援部会
⑥相談支援部会
⑦障がい理解啓発部会
プロジェクト（共通テーマを設定、２以上の専門部会の合同チーム）
提言・提案
連携・協力
宮崎市
連携・協力
宮崎大学教育学部・宮崎大学大学院教育研究科
連携協定締結
連携・協力
関係団体等

例えば・・・
宮崎市自立支援協議会 『医療的ケア支援部会』

＜部会メンバー＞
当事者の皆さん、ご家族
相談支援専門員、福祉事業所（生活介護など）
訪問看護ステーション
教育関係者　等

医療的ケアは幅が広く、奥が深い・・・
どこかの声だけが大きいのではなく、皆で同じ方向をみて、当事者、家族、専門職、行政が課題を共有して、みんなで考える部会です！

エンジン部分は山之内部会長と
基幹相談支援センター（事務局）串間さん

『医療的支援ケア部会』
どの機能をつかってる？？

情報機能

様々な**情報の共有**をしています。

他県の先進地の取組みや、宮崎市内の現状について現状を共有しています。

調整機能

ネットワークを構築しています。

月に1回、定例会を開催し、当事者、家族、相談支援専門員、福祉事業所（生活介護など）訪問看護ステーション教育関係者等が集まり、顔の見える関係づくりを構築しています。

開発機能

社会資源の構築改善をしています。

たくさんの人達に医療的ケアの現状を知ってもらうために動画を作成し、研修会等で活用してもらっています。

どの機能をつかってる？？

教育機能

研修会の企画･運営をしています。

部会メンバーだけでなく、関係機関や地域の人達の資質向上のためにシンポジウムを行っています。勉強会もしています。

権利擁護機能

権利擁護の視点に基づいた取り組みをしています。

障害が有る人も無い人も、差別や区別されることなく孤立せず、その人らしく生活することのできる地域やそのための仕組みを作っていくために必要な問題や課題を協議しています。

評価機能

地域の相談支援機能を強化しています。

アンケート調査によって実態を把握。利用者さんや家族がどんなことに困っているかのか、課題を整理し、評価をしたものを取りまとめて障害福祉計画に盛り込んでもらうきっかけを作りました。

研修会やシンポジウムはどこの部会でも必ず実施しますが・・・

やっただけけで、満足しない。

やりきっただけで、力尽きない。

次につなげていくことが必要です。

研修会で何を学んだ？参加者のアンケート結果から何が得られた？

学んだことを活かして、**次に何をする？**

そのために、協議会（部会）は存在し続ける必要があります。

アンケートや実態調査、パンフレット等の作成など、どこの部会でも実施しますが・・・

やっただけけで、満足しない。

やりきっただけで、力尽きない。

進捗状況を確認していくことが必要です。

パンフレットの使い勝手はどうかな？どんな反応がある？どのように活用している？されている？　アンケートをもとに**次に何をする？**

そのために、協議会（部会）は存在し続ける必要があります。

何のために、誰のために、部会があるのか…

立ち返って見直すことが必要！！

情報機能	調整機能
教育機能	開発機能
権利擁護機能	評価機能

自分たちが協議会にどの「機能」を求めているのか、機能に応じて
どんな取り組みをしているのか。部会メンバーで繰り返し確認をしながら、
みんなで宮崎市自立支援協議会を盛り上げていきましょう！！

部会とは、『作戦会議』の場です！！

宮崎市自立支援協議会の取り組みは国の資料でも度々取り上げられており、先進的な取り組みと評価をされています！

平成28年度 「協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援（地域生活支援事業）」の取り組み状況

実施自治体　（都道府県）	取り組み内容
釧路市　（北海道）	身体・知的・精神障がい者等の中から2,100名を調査対象として抽出し、障がい者の生活実態や障害福祉サービスのニーズを把握するためアンケート調査を実施。また、回答内容を集計・分析し、社会的資源の開発や障がい福祉施策等の推進に向けて、今後の障害福祉サービス等に対するニーズを精査し、調査結果報告書を作成する。
美里町　（宮城県）	障害者への地域生活支援を充実させるため、障害福祉サービス従事者の質の向上を図る研修会を開催する。自立支援協議会で出た課題をテーマにした研修会を行うことで、自立支援協議会の機能を強化し、地域の課題を解決していく。
東海村　（茨城県）	障がい福祉担当課に協議会事務局を置き、委員を任命し、協議会を組織・運営している。相談支援事業や協議会にて開催する地域意見交換会等から抽出された課題に対して、地域資源開発や利用促進等を含む地域の支援体制整備について、主に専門部会において協議し実施する。
川口市　（埼玉県）	当事者・家族・事業所・団体・行政機関・地域等のネットワークを作成する。個別の相談により、地域のニーズを把握する。他会議や関係機関の情報交換、当事者・家族・職員等を対象とした研修、普及啓発を行う。
志木市　（埼玉県）	地域自立支援協議会のうち、ビジョン部会と暮らし部会の2つの部会を立ち上げ、地域課題の抽出や社会資源の開発等について協議している。全体会年間2回、各部会年間5回程度開催予定。ビジョン部会は、市の計画や社会資源の開発、暮らし部会は、市の地域課題の抽出と事業所間の連携、課題共有等を行っている。
葉山町　（神奈川県）	障害者等の地域生活を支えるためのネットワークとして構築された自立支援協議会で、障害者等が日常生活の中で感じる困り感や、支援者が日頃感じる支援の難しさ等の課題を共有し、課題解決に向けた障害者等との交流事業や支援者の理解・啓発事業等を検討・実施する。
山ノ内町　（長野県）	自立支援協議会の部会活動の充実と協議会の安定化を図るために、フォーラム等を開催する。
上板町　（徳島県）	効果的な支援体制の構築を図るため、協議会の各部会においてニーズ調査の実施や各分野の研修、啓発用ポスターや資料の作成などを行う。
中津市　（大分県）	第4期障がい福祉計画の進捗状況と次期障がい者福祉計画及び障がい福祉計画策定に備えて、障がい者の実際の生活状況や障がい福祉サービスの満足度、災害時の困りごとなどを把握することを目的に、障がい者（児）の中から3,500名を無作為抽出し、アンケート調査を実施する。
宮崎市　（宮崎県）	自立支援協議会では、5つの部会（就労支援部会、医療的ケア支援部会、子ども支援部会、暮らし支援部会、地域移行支援部会）や、2つのプロジェクト（福祉のまなびサポートプロジェクト等）を設置し、障害のある方々のよりよい生活について協議を重ねながら、成果物作成やシンポジウムの開催等を行い、誰もが住みやすいまちづくりを実現していく。
薩摩川内市　（鹿児島県）	自立支援協議会専任職員を配置し、各専門分野において把握した地域課題の解決に向けた地域資源の開発・利用推進に向けた取り組みを行う。また、関係機関が連携した支援ができるよう調整し、チームアプローチができる体制を構築する。

H29　相談支援従事者指導者養成研修会資料　より引用
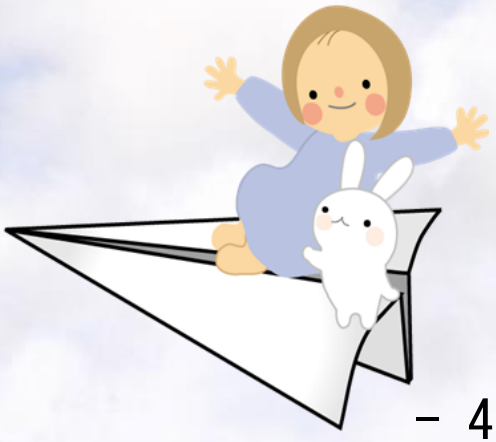
ご清聴いただきありがとうございました。
何かご質問等がありましたら、お気軽にご質問下さい。
今後ともよろしくお願い致します。